



栃木県公報

令和3(2021)年
12月23日(木)
号外
第65号

目次

公 告

○不明な処分者等の公告..... 1

公 告

○不明な処分者等の公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）を確知することができないので、法第19条の8第1項後段の規定により、次のとおり公告する。

令和3(2021)年12月23日

栃木県知事 福田 富一

1 講ずべき措置の内容

(1) 以下の場所において不法に投棄された廃プラスチック類等を、法第12条の2第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理基準に従い、3に掲げる履行期限までに撤去し、法に従い適正に処理すること。

- ア 鹿沼市下久我字引田道612番1、612番9、612番11及び618番1
- イ 鹿沼市深津字下台原627番1及び628番1
- ウ 日光市猪倉字桧木500番先
- エ 日光市横川字栃久保17番1
- オ 日光市藤原鬼怒川森林管理区国有林341林班と-1小班
- カ 大田原市須佐木字明神2446番16先
- キ 矢板市長井字石切場2263番82
- ク 矢板市長井地内高原県有林21林班ウ-4B小班
- ケ 矢板市長井地内高原県有林23林班ア-4A小班
- コ 那須塩原市板室字程久保841番42先
- サ 那須塩原市塩原字角殿1370番3及び那須塩原市塩原字西山国有林393林班た8小班
- シ 那須塩原市塩原字西山国有林387林班ろ2小班
- ス 芳賀郡益子町大字大平字木幡越33番5及び33番5先
- セ 芳賀郡益子町大字下大羽字山ノ入315番
- ソ 芳賀郡茂木町大字青梅字菖蒲沢268番2
- タ 芳賀郡茂木町大字牧野字大久保トヤ3151番2及び3151番3
- チ 芳賀郡市貝町大字塩田字孫左エ門田755番17
- ツ 塩谷郡塩谷町大字上寺島字離山1160番2及び塩谷郡塩谷町大字上寺島字三本檜国有林342林班な小班
- テ 塩谷郡塩谷町大字上寺島地内高原県有林5林班エ-4A小班
- ト 那須郡那須町大字大島字大島1042番6先
- ナ 那須郡那須町大字簗沢字中倉1220番先
- ニ 那須郡那須町大字大島字中大蔵山国有林147林班は小班
- ヌ 那須郡那須町大字大島字道西外1国有林181林班い1小班
- ネ 那須郡那須町大字大島字道西外1国有林181林班れ小班
- ノ 那須郡那珂川町大字富山字太郎澤国有林5林班し2小班

(2) 上記場所における土壌等の汚染状況を調査し、汚染が確認された場合は、当該汚染土壌を撤去する等、生活環境の保全上の必要な措置を講ずること。

2 措置の着手期限

令和4(2022)年1月7日

3 措置の履行期限

令和4(2022)年2月28日

4 知事による措置

処分者等が、1に掲げる措置に2に掲げる期限までに着手しないときは、知事が当該物件に必要な措置を

講じ、処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

5 問合せ先

栃木県宇都宮市塙田1丁目1-20

栃木県環境森林部資源循環推進課

電話 028-623-3154 FAX 028-623-3113

(資源循環推進課)